



**苫小牧市自治基本条例の
趣旨及び解釈**

令和6年4月改訂

苫小牧市

(総合政策部 協働・男女平等参画室)

目次

【条例全文】	1
【趣旨及び解釈】	
前文	6
第1章 総則	
第1条 目的	7
第2条 定義	8
第2章 まちづくりの基本原則	
第1節 基本原則	
第3条 基本原則	8
第4条 情報提供及び情報公開	9
第5条 市民参加	10
第6条 住民投票	11
第7条 協働の推進	12
第3章 市民	
第8条 市民の権利	13
第9条 市民の責務	13
第4章 議会	
第10条 議会の役割	14
第11条 議会の運営	14
第12条 議員の責務	15
第5章 市長等	
第13条 市長の責務	16
第14条 執行機関の責務	17
第15条 職員の責務	17
第6章 市政運営の原則	
第16条 説明責任	17
第17条 総合計画	18
第18条 健全な財政運営	19
第19条 出資法人等	20
第20条 政策法務	20
第21条 職員の任用及び育成	21
第22条 行政手続	21
第23条 行政評価	22
第24条 個人情報保護	23
第25条 意見、要望等への対応	23
第26条 危機管理	23
第27条 他の市町村等との連携協力	24
第7章 条例の位置付け	
第28条 条例の位置付	24
第29条 条例の見直し	25
第8章 苫小牧市民自治推進会議	
第30条 苫小牧市民自治推進会議	25

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則(第3条)

第2節 基本原則に基づく制度等(第4条—第7条)

第3章 市民(第8条・第9条)

第4章 議会(第10条—第12条)

第5章 市長等(第13条—第15条)

第6章 市政運営の原則(第16条—第27条)

第7章 条例の位置付け(第28条・第29条)

第8章 苫小牧市民自治推進会議(第30条)

附則

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)をいう。

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

第2節 基本原則に基づく制度等

(情報提供及び情報公開)

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

(市民参加)

第5条 市は、市政運営への市民の参加(以下「市民参加」という。)を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

(住民投票)

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

(協働の推進)

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

第3章 市民

(市民の権利)

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

- 2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。
- 3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

(市民の責務)

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

(議会の運営)

第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

(議員の責務)

第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。

- 2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

第5章 市長等

(市長の責務)

第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

(執行機関の責務)

第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(職員の責務)

第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

第6章 市政運営の原則

(説明責任)

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

(総合計画)

第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

- 2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。)以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。
- 3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

(健全な財政運営)

第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。

- 2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。
- 4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)による監査を行うものとする。

(出資法人等)

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

- 2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

(政策法務)

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

(職員の任用及び育成)

第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

- 2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

(行政手続)

第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

(行政評価)

第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。

- 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障する法令等の趣旨にのっとり、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

(意見、要望等への対応)

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

(危機管理)

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(他の市町村等との連携協力)

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第7章 条例の位置付け

(条例の位置付け)

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等を体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 略

附 則(平成23年9月28日条例第15号改正)

この条例は、公布の日から施行する。

苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈

【前文】

私たちのまち苫小牧市は、樽前山や野鳥の聖域としての指定を受けたウトナイ湖などに象徴される豊かな自然のもと、製紙工場の立地や国内初の内陸掘込港の建設等を契機として、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。

また、人間環境都市を理想の都市像と定め、郷土の発展を願う先人たちの英知とたゆみない努力によりまちづくりが進められてきた。

私たちは、このまちの歴史と伝統を継承し、豊かな自然を守り、産業の拠点としての基盤を発展させるとともに、文化の薫り高く潤いがあり、すべての市民が生き生きと活気にあふれ心豊かに暮らせるまちを築かなければならない。

私たちは、市民が主体となって、自ら考え、行動し、決定することによりまちづくりを行っていくという市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造する取組を通じ、市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの理念として定める。

私たちは、この理念にのっとり、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を制定する。

〔趣旨〕

この条例は、本市のまちづくりを進める上で基本的な事項を定めるものであり、その制定の趣旨を明らかにするため、前文を設けています。

前文では、まちの成り立ちやこれまでの発展の経緯を確認するとともに、まちづくりの使命を確認し、どのようなまちを目指してまちづくりを行うかを、まちづくりの理念として表しています。

そして、このまちづくりの理念に基づいて、市民自治によるまちづくりを推進するため、この条例を定めることを明らかにしています。

〔解釈〕

1 第1段落では、まちの特徴であり魅力ある特性を確認し、これまでの発展の経緯を明らかにしています。

第2段落では、これまでの市のまちづくりの歩みとして、基本構想（昭和48年制定、同63年改定）に定められた「人間環境都市」を理想の都市像としてまちづくりが進められてきたことを確認しています。

第3段落では、このようにして築かれてきたまちの魅力や特性を大切にしながら、これまでまちの経済的社会的な発展を支えてきた産業の基盤をさらに発展させるとともに、文化の薫り高く潤いのあるまち、市民が活気にあふれ、心豊かに暮らせるまちを築いていくことを明らかにしています。

第4段落では、このようなまちを築くために、市民自治の考え方を基本として、個人の尊厳と基本的人権が尊重される地域社会を創造することを通じて、究極的には、苫小牧市民であることが誇りに思えるまちを築くことをまちづくりの考え方（理念）とすることを明らかにしています。

最終段落では、このような理念に基づき、市民自治によるまちづくりを具体的に進めるために、この条例を定めることを宣言しています。

（注 「市民自治」の考え方については、第1条「目的」の解釈を参照して下さい。）

2 「自治基本条例」について

自治基本条例については定まった定義はされておりませんが、地方分権推進委員会による調査研究では、「自治体の目指すまちづくりの理念や基本原則、住民の権利と義務、これを担保するための仕組みを定めることにより、住民自治によるまちづくりの実現を図る条例」と整理しています

（地方六団体 地方分権推進本部「地方分権時代の条例に関する調査研究」中間まとめ 平成13年11月 75頁）。

本市の自治基本条例は、地方分権の精神に基づき、自主・自立の自治を自己決定と自己責任に基づいて進めるといふ、新しいまちづくりの枠組みを条例として制定するものです。

市民と市がどのようにして自主・自立のまちづくりを進め、目指すまちづくりを進めていくか、そのために市民と議会と市長（行政）がどのような役割分担に基づき、まちづくりを進めていくか、ということに答えるのがこの自治基本条例の役目であるといえます。

3 「まちづくり」について

前文をはじめ、この条例では「まちづくり」という言葉を用いていますが、その意味は、自分達の身近な地域からまち全体のことまでを含め、どのようなまちを、どのようにつくり上げていくか、という包括的な意味を持たせています。

具体的には、市民の生活環境を物理的に形成する都市計画や施設整備など、都市施設の整備を中心とするいわばハードな面のまちづくりのみならず、どのような仕組みや施設をどのような手続でどのようにして決めていくかといった、いわばソフトな面からの意味を込めたものといえます。

これまでは、生活環境の充実や向上の多くは都市施設の整備によって充足されてきましたが、生活環境の整備が一定のレベルに達し、市内のどこにいてもある程度の生活水準が確保できる今日においては、市民や地域の多様化する行政需要に対してどのように応えていくかが課題となります。

また、地方分権の推進により、地域のことは地域の責任と負担に基づき地域で決定するという地域主権、自主・自立の自治運営を進めていくためには、どのようにして多様な市民の考え方を把握し、調整してまちづくりに具体化していくかが重要な課題となります。このような時代背景と地域社会の要請とに答えるものとして「まちづくり」という包括的な概念を用いています。

第1章 総則

【目的】

第1条 この条例は、まちづくりの基本原則を定め、市民及び市の責務等を明らかにするとともに、市政運営の原則等を定めることにより、市民自治によるまちづくりの推進を図ることを目的とする。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例の制定の目的を明らかにしています。したがって、この条例の各条文の解釈及び運用は、この目的に照らして行う必要があります。
- 2 この条例の目的は、「市民自治によるまちづくりを推進する」ことにより、究極的には、市民であることが誇りに思えるまちを築くことです。そして、その実現のために基本となる事項として、以下のことを定めています。
 - ① まちづくりを進める上で最も基本となる原則（基本原則）を明らかにするとともに、これに基づき市政を運営する上で基本となる制度（基本原則に基づく制度等）を明らかにしています。
 - ② 市民、議会そして市長に代表される市の執行機関が、相互にどのような役割を分担し、どのような責務を負い、どのようにまちづくりを進めていかなければならないのかを明らかにしています。

〔解釈〕

- 1 「市民、及び市」について
ここでは、自治体としての苫小牧市を構成する三者を確認しています。
市民とは、苫小牧市の市民を、市とは、市の議決機関としての苫小牧市議会、苫小牧市を代表する市長及び市の執行機関のことを言います。
- 2 「市民自治」について
「市民自治」とは、主権者である市民を主体とする自治を運営するに当たっては、市民が、自

らの地域のことにに関して自ら解決できることは自らが、そして自ら解決することのできないことは議会や市長に信託して解決を図る自治運営の取り組みのことをいい、これまで言われてきた「住民自治」の概念を発展・充実した姿をイメージするものです。

【定義】

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。

【趣旨】

この条例で規定されている「市民」及び「市」の定義を明らかにしています。

「市民」には、地方自治法第10条に定められた住民（市内に住所を有する人で、法人や外国人を含む。）のほか、市内に住所は持たないが市内の事業所や学校などで働き、学ぶ人、さらに、市内で事業活動を営む事業所や社会活動を営む法人その他の団体を含むものとしています。

このように、まちづくりに関わる市民の範囲を広くしているのは、「住民」に限らず、このまちに暮らし、このまちで活動し、このまちで働く人も通学する人も、子どもも外国人もそれぞれの市との関わりにおいて、まちづくりに関係する存在であるということによります。

このため、この定義で「市民」と確認された人は、それぞれの市との関わりにおいてまちづくりに参加することができることをこの条例で確認するものです。

また、参加の具体的な内容は、この条例と、平成21年に制定された「市民参加条例」をはじめとする各種の市民参加の制度や仕組みにより具体化されることとなります。

【解釈】

- 1 「市内で働き、又は学ぶ者」とは、市内に住所は有しないが、市内で就労する人、学ぶ人を言います。
- 2 「市内で活動する法人その他の団体」とは、市内に活動の拠点は置いていないが、市内を活動の範囲または事業の対象地域としている法人その他の団体を言います。
- 3 この条例で使われる「市」とは、市の議決機関としての市議会と、執行機関の代表としての市長及び各執行機関（市長と執行機関をまとめて「市長等」といいます。）のことを意味します。
一般的に、「市」というときには、地方公共団体としての「苫小牧市」のことを言いますが、この条例では、「市民」との関係性を明らかにする趣旨から、このように定義しています。

また、執行機関とは、地方自治法第138条の4の規定に基づき設置された執行機関を言い、現在苫小牧市では、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会などが設置されています。

第2章 まちづくりの基本原則

第1節 基本原則

【基本原則】

第3条 市民及び市は、まちづくりの理念にのっとり、次に掲げる原則に基づき、市民自治によるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市がまちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加の原則 市民の参加の下に市政運営が行われること。
- (3) 協働の原則 市民及び市がそれぞれの役割及び責任に応じ、対等な関係で協力すること。

【趣旨】

前文で示された市民自治によるまちづくりを推進するための基本原則について定めています。

まちづくりは、市民自治を基本として、市民と市との情報共有の原則、市政運営への市民参加の原則、そして市民と市との協働の原則に基づいて行うものであることを定めています。

[解釈]

- 1 「市民自治」とは、市民が主体となって、自らの地域のことにに関して自ら解決できることは自ら考え行動し決定していくまちづくりを基本として、自らでは解決できないことについては議会や市長への信託を通じて実現していくというまちづくりの取組を意味しています。
- 2 「情報共有」とは、市民と市が、まちづくりや市政に関する情報をお互いに共有することを言います。まちづくりは、市民と市がともに協力して行うものであり、まちづくりの情報は、まち全体に関わるものとして市政よりも幅の広い概念としてイメージしています。

また市政については、まちづくりのうち、市が市民からの信託を元に取り組むまちづくりをイメージしています。

まちづくりや市政に関する情報は市が独占的に保有するものではありません。これらの情報のうち市が保有する情報は、基本的に主権者である市民に代わって市が管理を任されている情報といえます。

市民が主体となってまちづくりを考え、市政に関することを検討するときには、これらの情報が市民の手元になれば市民が情報の保有量と内容において市と対等の立場から市政を考えることができず、市民自治を実現することが困難となることから、情報共有をまちづくりの基本原則としています。

また、市民が保有する地域の状況に関する情報も必要に応じて市に提供されて情報が共有されなければ、市には地域のまちづくりの課題の実像が見えないこととなり、課題に正しく対応することが難しくなることから、市民と市との情報共有を基本原則とするものです。

- 3 「市民参加」とは、市政運営に市民が参加することをいい、具体的には、この条例の第5条（市民参加）、第8条（市民の権利）において明らかにされていますが、市民主体の自治運営を実現するため、市民が市の主権者として市政運営の過程に参加することを原則としています。

なお、市民参加の対象事業や参加の方法など具体的なことについては、「市民参加条例」などにおいて、別に定められています。

- 4 「協働」とは、第7条（協働の推進）において具体的に規定されていますが、市民自治によるまちづくりを進める中で市民だけでは解決できないような地域の公共的な課題に、市民が議会や行政と協力してまちづくりに取り組むことを意味しており、市民自治のまちづくりを進める上での基本原則として明らかにするものです。

なお、「市民」と「市」が「対等な関係で」とは、機関としての議会や市長と、主権者としての市民が対等ということではなく、まちづくりを進める上での協働において、当事者として対等な関係であることを意味しています。

第2節 基本原則に基づく制度等

【情報提供及び情報公開】

第4条 市は、まちづくりに関する情報の市民との共有の推進を図るため、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるとともに、別に条例で定めるところにより、市民の請求により市が保有する情報を開示する制度を設けるものとする。

[趣旨]

まちづくりの基本原則である市民と市の情報共有を推進するための重要な仕組みとして、情報の提供及び情報の公開を掲げています。

市民の信託を受けた議会や行政がどのように市政運営を行おうとしているのか、また、市政やまち

づくりに関してどのような情報に基づきまちづくりを進めようとしているのかなどについて、市は市民に対する説明責任を果たし、市民との情報の共有を図るため、市民の求めに応じてまちづくりに関する情報を分かりやすく市民に提供することが重要となります。

このため、市は、市民に対して、市の政策課題に関する情報あるいは、地域におけるまちづくりに必要な情報などを、適時に適切な方法で分かりやすく提供しなければならないこと、また、市民が自主的・自立的に行うまちづくりの活動に対して、その活動を支え、より成果のある活動に資するために必要な資料を市民に提供するよう努める必要があります、これらのために必要な措置を講じることとしています。

なお、具体的な情報の提供に際しては、市のホームページ、広報紙、市民説明会、市民講座や出前講座、意見交換会など、多様な方法を工夫する必要があります。

まちづくりや市政に関する情報は、その多くを市が保有しておりますが、市が保有する情報を、市民の知る権利を保障するために一般的な情報開示請求制度として具体化したものが情報公開条例です。

苫小牧市では、情報公開条例(平成 10 年条例第 14 号)が平成 11 年 1 月から施行されており、本文中の「別に条例で定める」とは、この条例のことをさしています。

【解釈】

1 「まちづくりに関する情報」とは、市のまちづくりに関わる情報全般をいい、この中には市政に関する情報も含まれるものとなります。

現在市が施行している情報公開条例では、市議会と市長をはじめとする執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）が条例の実施機関となっています。

2 「適時に、かつ、適切な方法により」とは、市民が必要とする時にタイミングを合わせること、なおかつ、情報提供の方法が市民の「知りたい」状況にあわせて適切な方法によることを意味しており、受け取る側の状況に十分配慮するという趣旨を明らかにするものです。

3 「市民の請求により市が保有する情報を開示する」とは、情報公開制度が、市民からの開示請求に応じて請求のあった情報を開示するという一般的な情報開示制度で対応するものであることを明らかにしています。また、開示請求のあった情報（公文書）については、情報公開条例中に規定される「不開示情報」に該当しない限り、開示することが義務付けられております。

(注)「不開示情報」とは、苫小牧市情報公開条例第 7 条に規定されている「一定の合理的な理由に基づき不開示とする必要がある情報」のことを指しています。

4 「市」とは、信託を受けた議会と市長その他の執行機関のことをさしています（第 2 条）。

【市民参加】

第 5 条 市は、市政運営への市民の参加（以下「市民参加」という。）を推進するため、別に条例で定めるところにより、市民参加に関する制度を設けるものとする。この場合において、当該条例には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 市民参加の方法及びその適切な選択並びに市民参加の実施の周知に関する事項
- (2) 審議会等に原則として公募による委員を加えることに関する事項
- (3) 市民がまちづくりに関する政策を提案するための仕組みに関する事項
- (4) その他市民参加に関し必要な事項

【趣旨】

まちづくりの基本原則である市民参加を進めるための具体的な制度について明らかにしています。

市民の市政への参加については、これまでも法律や制度上認められてきた各種の参加の制度がありますが、これからのまちづくりを進めるに当たっては、市民が主体となって、地域のことは地域で決

定するという、自己責任に基づく自己決定を基本に据えて、市民の意向を反映したまちづくりを行うことが求められています。そのため、市民参加を推進するための具体的な取組みについて明らかにしています。

[解釈]

1 「別に条例で定めるところにより」とは、市民参加の具体的な方法については、自治基本条例とは別の条例（「市民参加条例」）として定めることを明らかにするものです。

2 第1号関係

- ① 「次の事項を定めるものとする」とは、今後に予定されている市民参加に関する条例では、第1号から第4号に規定する事項について、具体的に定めるものであることを明らかにしています。
- ② 「市民参加の方法」とは、参加の具体的な手法として、アンケートや審議会等をはじめとして、市民会議、フォーラム、ワークショップ、パブリックコメント（市民意見提出手続）などが想定されますが、そのそれぞれの参加手法における参加の手続き等について定めることとしています。
- ③ 「その適切な選択」とは、②で示された多様な市民参加の手法について、参加の対象となる事案の性質や事業の状況に応じて、その中から適切な参加手法の選択を行うことに関して具体的に明らかにすることを意味しています。
- ④ 「市民参加の実施の周知に関する事項」とは、市民参加の実施に当たっては、市民が参加しやすい状況を作るという趣旨から、市民参加の実施に関する事項をあらかじめ市民に周知することに関して必要な事項を明らかにすることを想定しています。

3 第2号関係

- ① 「審議会等」とは、市が設定する審議会等をいい、附属機関であるか、任意の機関であるかを問わず、市が設定するあらゆる合議制の機関のことを指しています。
- ② 「原則」とする趣旨は、合議制機関の性格上、高度の専門性を求められる事柄や、特定の職種・有資格者が求められる事柄など、公募による一般市民を含めることが適当でないものもあることから、「原則として」としたものです。

4 第3号関係

ここでは、市民による政策提案の仕組みを整備することを明らかにしています。今日、行政に求められるサービスは多様化し、高度化しており、このような中で市民の政策提案を受ける仕組みを整備することは、市民の知見を活かすとともに、市民の意向を反映した政策として検討するに当たり意義があることから、このための仕組みの整備を行うことについて明らかにしたものです。

5 第4号関係

第4号では、市民参加に関する制度を定めるに当たって条例に定めるべき事項として、第1号から第3号までのほか、市民参加に関する事項を定めることを明らかにするものです。

【住民投票】

第6条 市は、市政の重要な課題に関する市民の意思を直接確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を行うことができる。

2 市は、前項の住民投票の結果を尊重するものとする。

[趣旨]

現在の地方自治制度は、議会を通じた代表民主制が基本とされていますが、この代表民主制を補完する趣旨や住民の意思の反映という視点から地方自治法上、住民投票の実施に関する条例制定の直接請求（地方自治法第12条）に基づき住民投票の実施を請求することができることとされています。

市政の運営に関する重要な事項について、市民の参加によって十分な検討を積み重ねても、なお、市民と市民の間、市民と行政の間、市民と議会の間で意見の対立が残り、市民全体の意思を直接確認する必要性が生じることがあります。このような場合に、市民全体の意思を確認するための手法とし

て、住民投票の制度を定めることとしています。

【解釈】

- 1 第1項では、住民投票を行う場合に対象となる事項を、「市政に関する重要事項」としています。この「市政に関する重要事項」の内容については、様々な対象事項に対する考え方や対象事項の規定方法があるため、今後、市民を初めとして多様な視点からの検討を踏まえて、住民投票について別に定める条例において明らかにすることを予定しております。
- 2 第2項では、住民投票の結果尊重の原則について定めています。これは、現行の地方自治制度上、住民投票の結果は、市の議事機関としての議会の権限や市の代表者としての市長の権限を超えるものではありません。しかし、住民投票の実施に至る契機が、市民間、市民と行政、市民と議会などとの意見の対立や市民意思の確認不足にあるとすると、市民自治を基本とし、市民参加をまちづくりの基本原則とする自治の理念に照らし、議会や市長が市民の総意を尊重すべきことは、自治の基本的な姿であるといえます。このような視点から、結果を尊重するという原則的な関係について確認する意味からこのように定めています。
- 3 第1項と第2項に定められた事項以外の住民投票に関する事項については、別に定める条例において明らかにすることとしています。これは、住民投票制度を具体化するためには、いくつかの重要な論点の整理とその結果に対する市民の理解が得られなくてはならないことから、今後、検討整理したうえで、制度を設ける場合は、別に条例で定めることを明らかにしたものです。
注：論点の例としては、投票の実施を請求できる者、投票資格者、選挙運動の許容範囲、投票の効力（有効要件の設定）、投票の結果の効力などがあります。

【協働の推進】

第7条 市は、市民と協働してまちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。この場合において、市は、市民の自主的かつ自立的な活動を尊重しなければならない。

【趣旨】

この条例によるまちづくりの基本原則として、市民と市による「協働」が挙げられています。協働は、市民だけでは解決のできない公共的な課題に、市民が議会や行政と協力してまちづくりに当たること、いわば市民と市の協働によるまちづくりの推進ということを意味します。この協働を担う主体としては、地域や特定のテーマを中心に活動する市民活動団体やNPOなどの各種の公益団体が考えられます。市民には、地域の課題の解決を図るために地域の市民や市との協働に努めることにより、協働の担い手としての力やノウハウの育成を図ることが期待されています。また、市は、市民との協働によってまちづくりの課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めることと定めています。この「必要な措置」には、協働の担い手となる市民活動団体等、協働に求められる組織的な力の育成を支援することなど、多様な措置が想定されます。また、この「必要な措置」を講じるに当たっては、市民の自主的・自立的な活動を尊重することが義務付けられています。これは、協働の相手方となりうる市民活動団体は、その自主的・自立的な取り組みによって育成されることが本来の市民自治の意図するところであることから、できるだけ、行政からの働きかけや影響を排除しようとする趣旨によるものです。

【解釈】

- 1 「まちづくりにおける課題」とは、市民が自らの居住する地域におけるまちづくりの課題あるいは、まち全体に関わるまちづくりの課題が考えられます。これらの課題の解決に関して、市民だけでは解決することができない公共的な課題に対して市民が市と協力して課題の解決に当たる取り組みが協働となります。
- 2 「必要な措置」とは、市民との協働を進めるために必要な組織的な力やノウハウを育成するため

に有効な環境を整えることを意味しており、直接的には、協働の機会の調整、協働に必要な情報や場所の提供など、協働を育成するための条件を整備することを意味しています。

第3章 市民

【市民の権利】

第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。

2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。

3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。

〔趣旨〕

ここでは、自治体を構成する主体であり主権者である市民の権利について明らかにしています。

第1項では、市民は、まちづくりの主体として、政策の立案、実施、評価の過程に参加する権利を有していることを確認しています。

ここに示された各過程への参加は、具体的には、各種の重要な計画や条例の制定、審議会等への参加などの政策形成過程への参加をはじめとして、政策の実施段階やその結果に対する評価への参加などを想定していますが、具体的な内容については、「市民参加条例」で定められています。

第2項では、市民は、市が保有する情報について知る権利を有することを確認しています。

この権利は、具体的にその手続を保障する法律や条例が無ければその権利保障ができないものとなります。本市では、この権利の内容について、苫小牧市情報公開条例（平成10年条例第14号）において具体的に定めています。

第3項では、市民参加の権利は、その権利を行使すること、あるいは行使しないことを理由として不利益な取扱いを受けるものではないことを宣言しています。これは、市民が市政に参加する権利の行使・不行使は市民の自由意思に基づくものであることから、自ら参加する市民も、あるいは自らは参加しない市民もともに市民として平等であり、その結果についても平等に受けることとなるため、権利の行使・不行使によって不利益な取扱いを受けないことを改めて確認する趣旨です。

【市民の責務】

第9条 市民は、まちづくりの主体としての役割を自覚し、市民相互の自主性及び自立性を尊重するとともに、自ら又は協働して市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、市民参加又は協働において、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、将来の世代に配慮するよう努めるものとする。

〔趣旨〕

ここでは、自治体を構成する主体であり主権者である市民の責務について明らかにしています。

第1項では、市民は、この条例の理念として掲げられた市民自治によるまちづくりの推進に努めるという役割を自覚すること、そして、市民は、市民自治のまちづくりを実践するに当たり、お互いの自主性及び自立性を尊重し、自ら直接関わり、あるいは他の市民との協働によりまちづくりの推進に努めることを確認しています。

第2項では、市民のまちづくりへの参加は、具体的には市民参加や協働といった活動に参加することを通じて行われますが、お互いの発言や行動を積み重ねて市民自治を実現していく視点から、市民は自らの発言・行動に責任を持つとともに、まちづくりの取り組みに際しては自らの世代のみではなく、将来の世代に影響することに留意し、将来の世代に配慮したまちづくりを進めるよう努めるものとするを明らかにしています。

第4章 議会

【議会の役割】

第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。

〔趣旨〕

議会は、憲法上、地方公共団体の議事機関として位置づけられ、その権限は、市政における重要な意思決定や行政に対する監視機能など、地方自治法上、具体的に明らかにされています。

また、議会を構成する議員は、市民の代表として市民の信託を議会の活動を通じて実現する立場から、議会、あるいは議員としての権限を行使するに当たっては、市民の意思を適切に反映するように活動することが求められていることを確認しています。

〔解釈〕

- 1 「議事機関」（憲法93条）とは「議決機関」のことを意味し、議会は、地方公共団体の意思決定を議会の議決によって行うことから「意思決定機関」ともいわれています。
- 2 「市長等による事務の執行を監視し」とは、市長を代表とする執行機関の「行政執行を監視し、けん制し、統制していくことが期待されている」（井上源三編「最新地方自治法講座5議会」（ぎょうせい平成15年3頁））とされ、具体的には、予算・決算、重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法上、具体的に規定されています。
- 3 「政策を立案する」とは、基本的には、議会は、執行機関の政策立案に様々な形で関わること、あるいは、議会に提案された議案に対する討議や修正提案、委員会審議等を通じて市民の意向を反映した政策の立案を行う役割を担っていることを確認しています。

また、議員が自らの提案権に基づき議案を提出することにより、市民の意向を政策として立案し具体化するいわゆる議員立法の権限についても地方自治法第112条で明らかにされています。

- * 議会における政策立案に関しては、第28次地方制度調査会答申においても、「議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められている」と明らかにされています。（第28次地方制度調査会「地方の自主性・自立性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」（平成17年12月9日14頁））
- * 地方自治法の改正（平成18年6月7日法律第53号「地方自治法の一部を改正する法律」）により、議会における専門的知見の活用、臨時会の招集請求権、議員による複数常任委員会への所属、委員会による議案提出権など、議会の権限や政策立案能力の拡大・強化が図られています。

【議会の運営】

第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。

- 2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。
- 3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。

〔趣旨〕

ここでは、議事機関として市民の信託に応えるため、議会の運営に関する基本的な事項を明らかにしています。

〔解釈〕

- 1 第1項関係

第1項では、議会は、議事を通じて議会としての意思決定を行う機関であり、すべての問題が議会における討議によって結論を導き出すことから、議会における討議の充実を図り、議論を尽くし

て結論を導き出すことによって議会としての役割を果たすことが議会運営の基本であることを確認しています。

2 第2項関係

第2項では、市民と議会との情報共有を推進するため、議会の会期、議案及び審議の経過など、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとしています。

これは、市民が議会に信託している内容がどのように実現されているかについて、市民に対する説明責任の観点から市民に分かりやすく説明するなど、市民に開かれた議会として議会活動の内容が市民に良く見えるよう、議会の運営において配慮するものとする趣旨です。

具体的には、本会議や委員会の公開はもちろん、インターネット等による中継、休日や夜間の議会開催、移動議会の開催などの手法、また、議事日程（案）の事前公表や適切な時期における議事録の公開、議案に対応した各議員の意見公表などの意思決定過程に関する情報などを整理して市民に提供することが考えられます。

3 第3項関係

第3項では、議会活動に直接市民の意見を反映する機会の充実強化を図る観点から、現在の制度でも対応できる公聴会や参考人制度の活用のほか、市民の意見を議会の審議に反映させるための措置を講じるよう努めることを定めています。

また、事案によっては、公聴会は、議会庁舎に限定せず、コミュニティセンターなど地域の施設などを利用して開催することも考えられます。

4 第4項関係

第4項では、議事機関としての議会が前3項の規定の趣旨を踏まえて審議の充実を図ることができるよう、議会事務局による補佐機能の充実強化に努めるべきことを明らかにしています。

具体的には、政策の検討や議員提出議案等への対応、法務等専門分野の支援体制の充実強化などが考えられます。

* 地方自治法の改正（平成18年6月7日法律第53号「地方自治法の一部を改正する法律」）により、議会における専門的知見の活用が可能となりました。

【議員の責務】

第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。

2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。

[趣旨]

議会は、二元代表制における議事機関としての活動を通じて、市民とともにまちづくりを推進する立場にあることから、議会の構成員としてその活動を担う議員には、市民の信託に応えるためにその職務を誠実に果たすことが求められていることを確認しています。

また、議員の議会活動を通じて議会がその機能を十分に発揮できるよう、議員は市政に関する調査研究に努めなければならないことを確認しています。

第5章 市長等

【市長の責務】

- 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。
- 2 市長は、市政の運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。
- 3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。

【趣旨】

ここでは、市の代表者として市政運営に当たる市長の責務について明らかにしています。

市長は、市の執行機関の一つではありますが、市民による選挙で選ばれた代表として市民の信託を実現するため、市政の総合的な統一を確保する権限に基づき市政運営の方針を明らかにするとともに、各執行機関の連絡を図り、一体として行政機能を発揮する責務など、市長の責務について確認しています。

【解釈】

- 1 第1項では、市長は、市政の運営を総合的かつ効率的に行わなければならないこと、さらに、公正の確保と透明性の向上を図らなければならないことを明らかにしています。

市政は、市長のほか、委員会や委員などの各執行機関によって運営されますが、その運営に当たり、市長は市の代表であり執行機関を統轄する立場から、常に市政を全体としてまとまりあるものとして執行機関相互の連絡調整を図り、一体としてその機能を発揮するよう総合調整して市政の運営を行う必要があることを確認するものです。

また、市政運営は、公正でなければならないことと合わせて、市政運営の様子が市民に良くわかるようにその透明性の向上を図らなければならないことを確認しています。

- 2 第2項では、第1項の市政運営を具体的に進めるに当たり、各年度及び中長期の市政運営の方針・目標及びこれに基づく政策とその財源等について明らかにしなければならないことを確認しています。

市長は、市政運営の方針について具体的に市民に明らかにし、説明する必要があります。このため、各年度の具体的な市政運営の方針については、毎年度の施政方針として明らかにしております。また、毎年度の市政運営が積み重ねられて中長期的にはどのような方向に向かおうとしているのか、中長期の方針とこれに基づく具体的な政策及びこれを実現するための財源の状況や見通しについて明らかにする必要がありますが、通常、議決を受けて制定された基本構想に基づく基本計画やこれを実施する計画のような、市政運営の基幹をなす計画とその財源計画を合わせて明らかにすることを想定しています。

- 3 第3項では、市長は、常に、簡素で効率的な行政組織の運営に努めなければならないこととしています。

行政組織は、一般に肥大化する傾向を持つといわれております。そのような可能性を排除し、「常にその組織及び運営の合理化に努める」とともに、内部組織の編制に当たっては、当該地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分な配慮をしなければならないことが地方自治法上、要請されております。

また、市民から見ても、分かりやすく、効率的な組織であることが求められていることから、市長の責務として確認するものです。

【執行機関の責務】

第14条 執行機関（市長を除く。）は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。

〔趣旨〕

市が行う仕事は、基本的に市長及び各執行機関の活動を通じて行われることとなります。このため、市を代表する市長の責務とともに、執行機関としての責務を明確にする必要があることから、執行機関の責務を確認するものです。

〔解釈〕

- 1 「(市長を除く)」とする趣旨は、同じく執行機関としての市長の責務は前条の「市長の責務」において規定していることから、執行機関一般の規定からは除外するものです。
- 2 執行機関の職務及び権限については、法令及び条例等において具体的に示されていることから、すべての執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令・規則その他の規程に基づくその地方公共団体の事務について、自らの判断と責任において誠実に管理し、及び執行しなければならないことを確認しています。

【職員の責務】

第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。

〔趣旨〕

職員は、市長の補助機関として、市民の信託を受けた市長の市政運営を日常的に執行する立場と、市民とともにまちづくりを進める立場から市政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。

このような基本的な認識に立ち、職員としての責務を確認しています。

〔解釈〕

- 1 第1項では、職員は、その職務を執行するに当たり、市民の視点に立つこと、誠実であること、そして、公正かつ効率的に行うよう努めなければならないことを明らかにしています。

「市民の視点に立つ」とは、市民主体のまちづくりを基本として日常の職務を遂行するに当たり、市民が何を望んでいるか、市民全体の意向がどこにあるかなど、市民の視点に立って職務を遂行することを意味しています。

*このことに関して、旧自治省の地方行政運営研究会第13次公務能率研究部会がまとめた「地方公共団体職員の人材育成」においても、「地方分権、行政改革を視野に入れた実効ある人材育成の推進」の課題に対応するための一つとして、「住民の視点を持ち、全体の奉仕者としての自覚と意欲のある職員を育成すること」が求められていると報告されています。

- 2 第2項では、日常的な職務の執行とともに、まちづくりに関する政策課題を発見し、その解決に当たる能力の向上に努めるべきことを明らかにしています。

具体的には、市民主体のまちづくりを進める上で求められる、政策の企画立案及び実施に関する能力をはじめとして、市民との円滑なコミュニケーションを通じて、市民との協働を推進する能力など、職務上必要とされる能力を想定しています。

第6章 市政運営の原則

【説明責任】

第16条 市は、市民に対し、市政運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。

[趣旨]

主権者である市民から市政の信託を受けた議会や市長に代表される行政が、それぞれの活動において行われる意思決定の過程や、行政の活動を通じて実施されるまちづくりに関して、その経過と内容を市民に明らかにし、分かりやすく説明する責任を果たさなければならないことを確認しています。

この説明責任は、市民と市政との間の信託に基づく信頼関係を築くためにもっとも大切な責任であり、このような考え方を基本にして情報提供や情報公開などの市民との情報共有や市民参加等の制度が運用され、市政が運営されることとなります。

[解釈]

- 1 「市」とは、市民からの信託を受けた議会と市長を代表とする執行機関のことをいいます。
- 2 「市政運営」とは、議会と市長を代表とする執行機関の活動を総称しています。
- 3 「市政運営に関する内容及び経過」とは、市政の運営に関して、その内容について現状、どのような活動を行っているのか、また決定に至る経過に関して、どのような情報に基づきどのような検討の経過を踏まえて現状に至っているのか、あるいは決定に至ったのかなど、現状や決定に至る経過のことを言います。

【総合計画】

- 第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。
- 2 市長等は、総合計画（前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。）以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。
 - 3 市長等は、総合計画その他の計画の策定に当たっては行政評価の評価基準となることを考慮するとともに、その実施に当たっては、進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について検討するものとする。

[趣旨]

基本構想を定めることは、平成23年の地方自治法改正により、法律による義務付けはなくなりました。しかし、市の将来像を示し、長期的な展望のもとで計画的にまちづくりを進めることは、市民の負託に応えた市政運営に欠かすことはできません。そのため、今後も苫小牧市のまちづくりの基本原則として、基本構想を制定することを自治基本条例で定めています。

さらに、基本構想とこれを実現するための基本的な計画、その実施に関する計画を含めた、総合計画を定めることとしています。

ここでは、市政運営における総合計画の位置付けを確認するとともに、総合計画とその他の諸計画（個別の法令に基づきあるいは各行政部門の所管業務の関係上作成される計画を言います）との関係、さらに、総合計画及びその他の諸計画を策定するに当たっての留意事項を明らかにしています。

なお、苫小牧市議会の議決事件に関する条例第2条第2号の規定で、基本構想を定めるには議会の議決が必要とされています。

[解釈]

- 1 第1項では、市長は、基本構想に基づき、市政を総合的かつ計画的に実行するために、基本的な計画及びそれらを具体的に実施するための計画からなる総合的な計画を定めることとしています。
苫小牧市では、現在、基本構想に基づき、市民とともに進めるまちづくりの方向性と目標を基本計画、実施計画という形で段階的に体系化し、「基本構想・基本計画・実施計画」を総合計画として定めており、この総合計画に基づき総合的、計画的に市政を行わなければならないことを確認しています。
- 2 第2項では、市では、総合計画のほかに行政部門別の基本計画、あるいは個別法に基づく各種の

計画が定められますが、これらの諸計画の策定・実施に当たっても、市政の総合性を確保する観点から、総合計画との整合性を確保するよう努めることとしています。

- 3 第3項では、総合計画及びその他の計画の策定に当たっては、行政評価の評価基準となることを考慮して策定すること、また、計画の実施に当たっては、進行状況を的確に把握するとともに、計画の内容を定期的に検討するものとしています。

計画は、政策実現のための行程表であり、計画策定後の適切な進行管理が政策の成否を左右するものとなります。このため計画の実施に当たっては、定期的にその進行状況を点検し、その結果を計画に反映させるとともに、計画の実施期間中の環境変化や社会情勢の変化などに対応するためにも、定期的にその内容を検討するものとしています。

- 4 「行政評価の評価基準」とは、計画の内容や性格により多様なものがありますので、基本的には、計画そのものを執行することによって所期の成果がどの程度達成されているか、当初予定した政策効果が計画通りに発揮されているかなど、計画を行政評価の観点から評価するために必要となる情報のことを包括的にあらわしています。

具体的には、その計画の目的・成果及び計画の目標・達成水準、さらにその計画の進捗状況が具体的に把握できるような基準などを明らかにすることを想定しています。

【健全な財政運営】

- | |
|--|
| <p>第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約（地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。）による監査を行うものとする。</p> |
|--|

[趣旨]

地方自治法第2条第14項において、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の向上を図るとともに最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」ことが、地方自治行政の基本原則として定められています。この基本原則に基づき、計画とともに市政運営の柱である財政運営について、基本的な事項を規定しています。

[解釈]

- 1 第1項では、市の財政運営は「健全な運営に努めること」を基本としています。そのため、市全体の財政状況を把握し判断するために市のすべての会計を通じた財政運営状況の分析が必要であること、さらにこうして把握された財政状況の実態に基づき、計画を定めて計画的な運営によって健全な財政運営に努めなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、市は、第1項に規定する趣旨を具体的に実施する観点から、毎年度の予算編成に当たっては、総合計画との整合性を確保すること、さらに、行政評価の結果を反映させ、より効果的・効率的な予算を編成することによって、健全な財政運営の実現を図るよう努めるものとしています。
- 3 第3項では、市は、市民の負担に基づき市政を運営することから、市民に対する説明責任として、予算、決算及び財政運営の状況について具体的に、できる限り分かりやすい形で公表するものとしています。市政運営の基本となる、予算や決算の状況、そして市の財政運営に関する状況を市民の理解を得るために説明する責任を果たすことは、市政の透明性の向上を図る上からも重要な意味を持つものとなります。
- 4 第4項では、市が、以上のような基本的考え方の下に財政を運営していたとしても、時には、そ

の財政運営の状況を専門家の目から客観的に点検する必要がある場合も考えられます。このため、必要に応じて、財政運営状況を客観的に分析してその的確な把握に努める趣旨から、外部の専門家等による財政診断の実施、あるいは、外部監査契約（地方自治法第252条の27に規定する外部監査をいいます。）に基づく監査を行うこととしています。

なお、現在、地方自治法の規定による外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核市についてはその実施が義務付けられていますが、それ以外の自治体については、その実施について条例で定めることとされており、苫小牧市においても、この外部監査制度を導入するに当たっては、そのための条例を制定した上で実施しなければならないものとなります。

【出資法人等】

第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体（以下「出資法人等」という。）に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。

2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。

〔趣旨〕

苫小牧市には、地域における公益性や政策的な観点から、出資や運営費の補助あるいは職員を派遣しているいわゆる出資法人等があります。このうち、法令に定められた一定の基準を満たす法人については、その出資等の状況について公表するとともに事業の運営等について市長の監督や調査を受けますが、このような対象とならないものもあります。

このため、市が出資等、何らかの形で関与している出資法人等の状況について明らかにするため、定期的にその状況について公表するものとしています。

また、これらの出資法人等の中には、既に設立目的を達成したものや、設立趣旨と実際の活動に乖離が生じているもの、あるいはその事業内容が種々の社会経済情勢の変化から、既に民間事業者によって提供されているものや提供可能であるものもあると考えられます。

行政の肥大化を抑え、行政コストの削減等による財政健全化を不断に推進するため、定期的に出資等の見直しを図るとともに、その結果を市民に対して公表する必要があることを明らかにしています。

【政策法務】

第20条 市は、まちづくりに関する政策を実現するため、必要に応じて条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の制定及び改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用に努めるものとする。

〔趣旨〕

ここでは、市は、政策を実現するために、条例の制定改廃、法令等の解釈運用等の法務を活用して、まちづくりの課題に適切に対応するよう努める必要があることを明らかにしています。

地方分権時代において、市が基礎自治体として自主・自立の自治体運営を行っていくためには、法務を活用して政策を実現していくことが重要になってきており、このような政策課題志向型の法務の活用は、「政策法務」という言葉で言い表されています。

〔解釈〕

1 この政策法務の取組みとして、市のまちづくりに関する政策を実現するために、必要に応じて条例等の制定改廃を行うとともに、法令等の自主的かつ適正な解釈及び運用等を行うことを定めています。

2 「自主的かつ適正な解釈」とは、法令の解釈に関して、国からの通知やいわゆる有権解釈に依存することなく、自治体としての法令解释权に基づき自らの責任と判断に基づいて解釈を行い、なお

かつその解釈が、法の目的やその適用を判断する上での現状に照らして適正であることを意味するものです。

- 3 このような政策法務の取組みを推進するため、日常の職務において法務に従事することとなる職員について、政策法務に関する能力を高めるため、「第 21 条 職員の任用及び育成」において、必要な措置を講じるべきことを定めています。

【職員の任用及び育成】

第 21 条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。

- 2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。

〔趣旨〕

職員の任用および研修等については、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）で具体的に規定されていることから、この条例では、人材の確保及び育成についての基本的な考え方を明らかにしています。

職員は、市長の補助機関として、市政運営の最先端において市民と直接に接して行政執行を行う立場にあります。そして、日常の行政執行における市民とのコミュニケーションや活動の中からまちづくりにおける政策の課題を発見し、その解決策を検討・立案するとともに、政策課題の解決にむけて取り組むことがまさに市民と進めるまちづくりとなります。

このため、職員には、市役所の職員として求められる基本的な能力はもとより、市民とともにまちづくりを進める上で必要となる能力が求められることとなります。

〔解釈〕

- 1 第 1 項では、市は、まちづくりの課題に適切に対応できる有用な人材を、公正かつ適正な手続によって任用しなければならないことを確認しています。
- 2 第 2 項では、職員の育成に当たっては、まちづくりの政策課題に適切に対応して、市民とともにまちづくりを進めることができる職員の育成に努めるべきことを明らかにしています。

このため、人材育成の観点に立った研修と職員配置の連携による相乗効果を生かす趣旨から、市は、職員の配置に当たっては適材適所の配置を行うことにより人材育成を図ること、及び職員研修の充実に努めることによりまちづくりの課題に対応するために必要とされる政策形成能力、政策法務に関する職員の能力の向上を図るべきであることを明らかにしています。

【行政手続】

第 22 条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

- 2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。

〔趣旨〕

行政手続は、市政運営上の公正性と透明性を日常の業務執行において確保することにより、市民の権利利益を保護するために、重要な手続となります。

市民主体のまちづくりを進めていく上で、行政執行全体における公正と透明性の向上を図る観点から、「行政手続条例の整備に努めるとともに、行政手続条例の対象とされていない事務事業についてもその趣旨を踏まえた執行に努めることが要請」されています（地方分権推進計画 平成 10 年 5 月）。

本市では、既に苫小牧市行政手続条例（平成 10 年条例第 1 号）を定めて運用しておりますが、今後、この基本条例の趣旨に照らし、不断に条例の点検・整備を行うことが必要となります。

[解釈]

- 1 第1項では、行政手続を定めることの必要性について定めています。市が行う処分や行政指導などの手続や規則を定める手続について、その手続が公正であること、また、その決定の過程が市民にとって透明であることを確保するため、必要な措置を講じなければならないことを定めています。
- 2 第2項では、行政手続に関して別に条例で定めるとしてありますが、この条例は、先に掲げた苫小牧市行政手続条例のことを言います。
- 3 行政指導にかかわる取扱基準については、現在、各関係部門で必要な取扱基準を設けていますが、統一的な基準までは設けられていません。市民の権利の行使及び義務の履行に関わる性格のものであり、行政手続法及びこれに基づく行政手続条例の目的に照らし、行政指導に関する取扱い基準等について統一的な取扱いの基準を定め、これを公表することが求められています。

【行政評価】

- 第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するものとする。
- 2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めるものとする。

[趣旨]

行政評価は、行政活動を評価し、その結果を計画策定、行財政改革、予算編成などの政策立案の支援として活用するとともに、その情報を公表することで市民への説明責任を果たし、市民との情報共有を図る仕組みといえます。

行政の仕事は、計画、実施、評価、改善というサイクルに示されるマネジメントのプロセスを経て進められますが、本市では主として事後評価により、上記のサイクルのうち評価の段階において、政策を、その実施状況に関する情報を基に必要性、効率性、有効性などの視点で評価し、効率性やその有効性の向上を図るため、改善に活かしていくための仕組みとして取り組んでいます。

[解釈]

- 1 第1項では、市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うために、行政評価を実施し、計画策定、行財政改革、予算編成などの「政策」への活用に努めることを定めています。

「効果的（な市政運営）」とは、政策目的が所期のとおり発揮されているかどうか、政策目的の達成度の視点となり、「効率的（な市政運営）」とは、できるだけ少ない資源の投入でできるだけ大きな成果を生み出すという、政策実現手段に関する効率性を表わしています。

このため、政策効果が大きく上がっている施策は「有効」であり「効果的」であるといえますが、そのために投入する資源量に見合った結果が得られていない場合には、「効率が低い」施策ということとなります。これらの評価結果を検討した上で、個別の施策の有効性・効率性を評価して改善や見直しに反映することが行政評価の大きな目的であるといえます。

また、行政評価の結果について、市民に分かりやすい形で提供することを定めています。評価に関する情報を整理して市民にわかりやすい形で公表することで、行政評価の目的である市民への説明責任を果たすとともに市民との情報共有を促進し、市民による評価を可能とするものとなります。
- 2 第2項では、行政評価制度の仕組みとして、市が自ら行う自己評価を基本とする評価のほか、「市民、専門家等による外部評価」の仕組みを整備するよう努めることとしています。

評価そのものは、通常、職員や庁内の組織によるいわば内部評価が中心となりますが、これらの評価に加えて、市民や専門家などの第三者の目による評価を行うことにより、評価に関する客観性を確保するとともに市民等の視点による評価を市政運営に反映させることを目的として、このような仕組みを整備するよう努めることとしています。

【個人情報の保護】

第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障する法令等の趣旨にのっとり、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。

〔趣旨〕

まちづくりの基本原則に基づき、市民と市との情報の共有を推進する場合に特に配慮を要するのが、個人の基本的権利に関わるプライバシーの保護です。市が保有する情報の中には、市政を行う上で取り扱うこととなる特定の個人に関する情報が含まれていますが、これらの個人情報は、一度流出すると取り返しのつかない人権侵害や個人の権利・利益の侵害を招く恐れがあります。このため、市が保有する個人情報の保護を図るため、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行わなければならないことを確認しています。

また、市民は、自己に関する情報をコントロールする権利に基づき、自己に関する個人情報の開示、訂正及び利用停止等の請求を行うことができますが、このような市民の権利を具体的に保障するため「法令等の趣旨にのっとり」こととしています。

〔解釈〕

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は個人識別符号が含まれるものをいいます（個人情報の保護に関する法律第2条）。

【意見、要望等への対応】

第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。

〔趣旨〕

市政運営に関して、市民から様々な意見や要望、苦情等が提出されることがあります。

現在も市では、各事務事業担当の窓口や広聴制度等によりこれらを受けていますが、それぞれの所管業務の範囲での対応が行われています。

しかし、市民主体の自治運営を推進するためには、市民の意見や要望あるいは苦情等への対応について市全体に共通する取扱いのルールを定めて市民に明らかにするとともに、苦情等に対しては、速やかに調査検討を行い必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならないことを確認しています。

【危機管理】

第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、危機管理体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

〔趣旨〕

市民の生命や身体、財産を守り日常生活の平穏を守ることは、基礎自治体としての基本的かつ重要な使命であります。台風、地震などの自然災害、さらには自然災害から誘発される事故などに対して、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の整備が求められます。

特に、樽前山という活火山を擁し、工業都市として各種の産業が立地する自治体の使命として、危機管理政策の重要性を認識し具体的な政策の指針とするため、規定するものです。

このような基本的な認識に立ち、市政運営の各部門において常日頃から市民生活の安全を確保する視点に立って市政運営に当たることはもちろん、災害等の危機に際しては、何よりも迅速かつ適切な対応策を講じて災害等に対処し、被害を未然に、あるいは最小限に防ぐことが最大の課題となります。

このことは、全市的な規模の災害等のみならず、各行政部門の所管業務においてもそれぞれの業務

における危機管理の視点を持つことが求められており、このような視点に立って日ごろから市民生活の安全を確保するための対応策を考慮に入れて市政運営を行うことが求められていることを確認するものです。

【他の市町村等との連携協力】

第27条 市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。

〔趣旨〕

自治体を取り巻く社会経済情勢がますます厳しさを増す一方、行政がその活動に投入できる人材や財源などの資源がますます不足することが予想されます。また、自治を取り巻く環境の変化は、道州制や市町村合併など自治の基本に関わる課題への対応も要請されます。

このような中で自主自立の自治を推進するため、北海道をはじめとする他の地方公共団体や国との連携のあり方について定めています。

〔解釈〕

1 第1項では、地方公共団体が抱えている共通の課題、ごみ処理問題や要介護認定、各種の公共施設の設置など、単独では解決が難しく広域で連携・協力して行うことが効率的な様々な課題について協力して問題解決を図るために連携していくことを明らかにしています。

2 第2項では、地方分権の精神に則り、国や北海道との関係において、それぞれの役割分担のもと、対等な立場で相互に連携を図りながら協力すること規定しています。

また、市が自主自立のまちづくりを推進する上で必要となる政策課題の解決にあたり、必要に応じて、国が所管する法令及び北海道が所管する条例等の制定改廃その他について必要な措置を求めていくべきことを明らかにしています。

第7章 条例の位置付け

【条例の位置付け】

第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。

2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。

〔趣旨〕

ここでは、この条例の位置付けについて明らかにしています。

1 第1項では、この条例が、苫小牧市が定める自治の基本となる事項を定める規範となるものであることから、条例・規則等の制定改廃や運用および計画の策定など施策の実施等に当たっては本条例の趣旨を最大限に尊重すること義務付けています。

2 第2項では、この条例の規範性を制度的に担保するため、この条例を市の条例及び規則等の体系の根本として位置づけ、必要に応じて分野別の基本条例を制定するとともに、これらにあわせて個別条例の体系化に努めるべきこととしています。

3 自治基本条例は、条例という形式においては他の条例に優先する根拠は特にありません。しかし、この条例が苫小牧市における自治の基本を定めるものという役割に照らして、市民、議会、市長の合意に基づき、市政の運営に当たっては、すべての条例や計画等の規範となるものとして位置づけることを確認するものです。

【条例の見直し】

第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

〔趣旨〕

条例は、施行後、所期の目的が達成されているか、定期的に見直す必要があります。また、この条例では本市の自治の基本に関する事項を定めていますが、自治の課題は、社会経済情勢の変化や時間の経過とともに変化していくものであることから、定期的な見直しを行うことで常に最新の自治の課題に対応できる内容を備えるものとする必要があります。

このような意味から、時代の要請に応え、社会情勢の変化に対応することができる条例とするため、4年を超えない期間ごとに見直しを行うこととするものです。

第8章 苫小牧市民自治推進会議

【市民自治推進会議】

- 第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくりの推進に関し市長に意見を述べることができる。
 - 3 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。
 - 5 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

〔趣旨〕

条例の制定・施行後は、その目的が実現されているか、立法の趣旨に添った運用がなされているか、その進捗を管理することが重要な課題となります。

自治基本条例は、自治のあり方について市民と議会及び行政の間の基本ルールを定めるものであることから、それぞれの主体がそれぞれの立場でルールを見守るべきものといえます。

そのため、この条例の運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進捗管理を図るため、市民自治推進会議を設置するものです。

〔解釈〕

- 1 第1項では、市長の附属機関として市民自治推進会議を設置することとしています。
- 2 第2項では、推進会議の所管事項として、市長の諮問に応じてこの条例の運用状況、市民自治によるまちづくりに関する基本的な事項について調査審議し、その結果を市長に答申します。そのほか、推進会議は、市民自治によるまちづくりの推進に関して市長に意見を述べることができます。
- 3 推進会議は市民と学識経験者から構成され、その人数配分等は、会議の組織や運営に関する事項とともに別途規則で定めることとしています。本条例の第8条第2項の公募委員の規定が適用されることから、市民委員には公募による委員が含まれるものとなります。
- 4 以上のほか、会議の組織や運営に関して必要な事項は、別途規則で定めることとするものです。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(以下 略)

苫小牧市自治基本条例制定に至る経過

年度	取 組 み の 内 容
----	-------------

12	<ul style="list-style-type: none"> ・地方分権一括法の施行(4月1日) ・市内組織「分権型地域社会づくり政策検討会議」を設置 報告書「市民参画と協働によるまちづくり 発信し応答する市役所づくり」を市長に提出
13	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方分権を推進・活用する政策等の導入状況について」市内アンケート調査を実施 調査報告書を市内に配布
14	<ul style="list-style-type: none"> ・市内組織「分権政策実施検討会議」を設置 平成12年度の政策検討会議報告書をもとに分権政策の早期具体化について検討開始 15年3月 「分権政策実施検討会議報告書」を市長に提出
15	<ul style="list-style-type: none"> ・10月 市長の私的諮問機関として「まちづくり基本条例等検討懇話会」設置 (委員10名、うち公募による市民委員6名) 「苫小牧市における市民自治の基本理念、市民参加、市民との協働及び市政運営の基本原則等について定める条例等のあり方」について、自主企画・自主運営で検討を開始 (懇話会3回、部会1回、勉強会4回) ・10～11月 市主催「市民参加とまちづくり」講演セミナーを3回開催
16	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の検討を継続(懇話会24回、部会2回) ・7月 市主催 市民自治フォーラム「みんなでつくろう まちの憲法」開催 ・8～10月 懇話会主催 市民自治ワークショップ3回 「みんなで語ろう 苫小牧の憲法」(参加のべ人数84人、うち高校生19人) ・1月 「提言第一次案」市民説明会開催(23名)
17	<ul style="list-style-type: none"> ・懇話会の検討を継続(懇話会5回、合計32回) ・4月 「(提言最終案)みんなで学ぼう! 苫小牧の憲法」市民説明会(22名) ・4～5月 提言最終案に対するパブリックコメントを実施(6名から39件の意見)。 ・6月 苫小牧市のまちづくりのあり方に関する提言」を市長に提出 ・7月 市内に「まちづくり基本条例等推進会議」を設置、条例案策定開始。 ・11月 「苫小牧市自治基本条例行政素案」公表、パブリックコメント実施 (18名から55件の意見) ・11月 旧まちづくり基本条例等検討懇話会委員に対して素案を説明 ・11月 市内3箇所で行行政素案に対する市民説明会を開催 ・11月 議会議員(有志)との意見交換会を開催
18	<ul style="list-style-type: none"> ・8月 自治基本条例事務局案を作成 ・8月 議員説明会を開催 ・8月 第3回まちづくり基本条例等推進会議を開催、最終案の説明。 ・11月 第4回まちづくり基本条例等推進会議で条例案の最終調整 ・12月議会 条例案を提案、本会議で可決成立(全会一致)。
19	<ul style="list-style-type: none"> ・4月1日 「苫小牧市自治基本条例」施行

市民参加

苫小牧市自治基本条例の趣旨及び解釈

苫小牧市総合政策部 協働・男女平等参画室

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

tel 0144-32-6156 fax 0144-34-7110

E-mail: kyodosankaku@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市自治基本条例のホームページ

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiminjichi/kihonjorei/jichiki.html>